

▲私達がタクシー会社の不正と戦わんとするの存左の如き事実があります。
 (従業員積立金である共済金の会計アイマイナル事案)
 二、今此は欠損の整理であるから、解雇手続が先か後か不問、今此積立金は五千二萬円にて
 現在までの利益により会社の負債及不動産の莫大にあり故に今回の欠損金額は其の
 何分の一とも當つて居らぬ、事を知つて居るから、当然解雇手當も相当に給すべし、
 三、今日までの如く無業状態に送つて居る会社は、社怨を以て今後必ず従業員を不安心の勤
 務をせねばならぬからであります。
 大体以上の実情でありますから、私達は先ず覚悟して力の限り奮闘し、
 此等正義の爲め、且つ我等の健康を破らんおめし此の戦いを續けます。
 市民並に乗客諸君、我等の微衷を御推察下さいませ。私達の勝利にな
 ります様御聲援あらん事を御願ひ申します。
 大正十一年一月十八日

タクシー 従業員 争議 團
 本部 (芝三田四町二六)

應援 日本労働 自動車労働組合本部

△ 関東労働同盟會

組合員諸君に急告!!!

大阪派遣員第一報

昨々我等の実情を関西の兄弟、大阪タクシー自動車株式會社の従業員諸君に訴へて、其の同情と應援とを求めに出發した中浜、及川の両君より第一信左の急電あり。

『日本労働同盟 関西労働同盟會は我等の問題に關し直に緊急執行委員會を開き、極力應援することを決議すると同時に、大阪タクシーの兄弟と提携し、猛運動を開始すべく着手した。第二信吉報を發するも、數時間の後ならん諸君我等は正義の爲めに戦ふのである。我等の勝敗は單に自己の利害ばかりではない。我等の勝敗は直ちに残留従業員諸君の眼前の問題であり、大阪タクシーの兄弟には大